日本大学幼稚園学則

昭和26年2月22日制定
昭和49年4月1日改正
昭和50年4月1日改正
昭和50年10月3日改正
昭和51年4月1日施行
昭和51年11月5日改正
昭和52年4月1日施行
昭和52年11月4日改正
昭和53年4月1日施行
昭和53年11月6日改正
昭和54年4月1日施行
昭和54年10月5日改正
昭和55年4月1日施行
昭和55年11月7日改正
昭和56年4月1日施行
昭和57年11月5日改正
昭和58年4月1日施行
昭和59年10月5日改正
昭和60年4月1日施行
昭和60年10月18日改正
昭和61年4月1日施行
昭和62年10月2日改正
昭和63年4月1日施行
昭和63年3月4日改正
昭和63年4月1日施行
昭和63年10月21日改正
昭和64年4月1日施行
平成元年4月7日改正
平成元年4月1日施行
平成元年10月6日改正
平成2年4月1日施行
平成2年10月19日改正
平成3年4月1日施行
平成3年9月6日改正
平成3年10月1日施行
平成3年10月18日改正
平成4年4月1日施行
平成4年10月2日改正
平成5年4月1日施行
平成5年5月7日改正
平成5年6月1日施行
平成5年10月1日改正
平成6年4月1日施行
平成6年10月7日改正
平成7年4月1日施行
平成7年10月6日改正
平成8年4月1日施行
平成9年10月3日改正
平成10年4月1日施行
平成11年10月1日改正
平成12年4月1日施行
平成14年6月7日改正
平成14年9月1日施行
平成25年1月11日改正
平成25年4月1日施行
平成25年5月10日改正
平成26年4月1日施行
平成29年9月10日改正
平成30年4月1日施行
平成31年2月1日改正
平成31年4月1日施行
令和元年10月1日改正
令和元年10月1日施行
令和2年4月1日改正
令和2年4月1日施行

第１章　総則

（目的）

第１条　本園は，学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を収容し，適当なる環境を与えてこれを保育し，その心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

第２条　本園は，日本大学幼稚園という。

（位置）

第３条　本園の位置を，東京都杉並区天沼１丁目31番14号に置く。

（入園資格）

第４条　本園に入園できる者は，満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第２章　修業年限・学期及び休業日

（修業年限）

第５条　本園の修業年限は１年・２年及び３年とする。

（学期）

第６条　１年を次の３学期に分ける。

第１学期　４月１日から８月31日まで

第２学期　９月１日から12月 31 日まで

第３学期　翌年１月１日から３月 31 日まで

（休業日）

第７条　本園の休日は，次のとおりとする。

①　日曜日

②　毎月の第２・第４土曜日

③　国民の祝日に関する法律で休日とされる日

④　日本大学創立記念日　10 月４日

⑤　学年始休業日　４月１日から４月９日まで

⑥　夏季休業日　７月 21 日から９月５日まで

⑦　冬季休業日　12 月 21 日から翌年１月 10 日まで

⑧　学年末休業日　３月 21 日から３月 31 日まで

２　前頁の規定にかかわらず，やむを得ない理由があるときは，これを変更することができる。

（始業及び終業）

第８条　始業及び終業の時刻は，午前９時から午後１時 30 分までを標準とする。ただし，やむを得ない理由があるときは，これを変更することができる。

第３章　学級編成及び収容定員

（学級編成及び収容定員）

第９条　本園の学級編成及び収容定員は次のとおりとする。

対 象 年 齢	学　　級	収 容 定 員
満３歳	２組	70 名
満４歳	２組	70 名
満５歳	２組	70 名
計	６組	210 名

第４章　教育課程

（教育内容）

第 10 条　教育内容は，健康・人間関係・環境・言葉・表現等である。

第５章　教職員

（教職員）

第 11 条　本園に，次の教職員を置く。

①　園　　長

②　副 園 長

③　教　　諭　　６名以上

④　養護教諭　　１名

⑤　園　　医　　１名

⑥　園歯科医　　１名

⑦　園薬剤師　　１名

⑧　事務職員　　１名

２　前項の規定にかかわらず，必要に応じて教職員を置くことがある。

第６章　入園・退園・休園・転園及び修了

（入園）

第 12 条　入園については，園長が入園を許可する。

（入園手続き）

第 13 条　入園しようとする者は，申込書に考査料を添えて提出するものとする。

（退園・休園及び転園）

第 14 条　退園，休園及び転園しようとする者は，その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

（修了）

第 15 条　本園所定の教育課程を修了した者には，修了証書を授与する。

第７章　保育料・入園料及び考査料等

（保育料・入園料及び考査料等）

第 16 条　保育料，入園料及び考査料等の金額については，別に定める（別表）。

２　前項の規定にかかわらず，特定保育において提供される便宜に要する費用の支払いを受けることがある。

３　考査料，入園料及び施設維持費等は，所定の期日までに，それぞれ納入しなけれ

ばならない。

４　在籍者は，出席の有無にかかわらず保育料等を所定の期日までに納入しなければならない。

（納付金の不返還）

第 17 条　既納の保育料その他の納金は，理由のいかんにかかわらず返還しない。

附　則

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　この学則の施行に関し必要な事項は，園長が別に定める。

別表

第 16 条に定める保育料，入園料及び考査料等の金額は下記のとおりとする。

（単位　円）

項目	金額
保育料	34,000
入園料	120,000
教材費	2,000
施設維持費	200,000
冷暖房費	1,000
考査料	5,000

（注）　１　入園料，施設維持費及び考査料は初年度のみ徴収する。

２　保育料，教材費，冷暖房費及び給食費は月額として徴収する。

３　兄姉が同時に在園する場合には，入園料を 40,000 円減額する。

４　満４歳児及び満５歳児の施設維持費は 160,000 円とする。

５　給食費は別途定め徴収する。

６　令和２年４月１日以降の在園児に適用する。